

平成 26 年 11 月 11 日

杉村 純子

検証・評価・企画委員会（第 2 回）に係る意見

1. 特許訴訟の件数・勝訴率・損害賠償額の現状について

特許訴訟件数は、特許紛争の一部を示す数値に過ぎず、例えば、訴訟にまで至らずに交渉で解決する紛争を含めた特許紛争（争訟）全体を捉えて考えるべきである。

我が国の知財紛争では、企業内での知財紛争に対応する能力の向上、知財専門家の増加、知財判決に係る情報開示の充実などを経て、訴訟前の交渉等により知財紛争を解決する能力は格段に向上していると実務を実際に行っている者として感じている。

勝訴率に係る議論は、訴訟における一方当事者である特許権者のみに着目する議論であり、公平・中立を旨とすべき裁判制度への評価の指標としては妥当ではない。勝訴率とは、一方当事者の勝訴（又は敗訴）の結果に過ぎず、特許訴訟の良し悪しは、裁判所の判断の質や判断の公平性で評価すべきと考える。

損害賠償額の議論は、ともすれば、米国のような懲罰的損害賠償の導入の議論に繋がり易いが、知財訴訟は民事訴訟の一形態であることを十分に意識し、我が国における民事法制全体における損害賠償に対する考え方も踏まえた議論が必要である。

2. 特許紛争における無効の抗弁について

特許権侵害訴訟における無効の抗弁（特許法 104 条の 3）の制度改正が行われたのは数年前である上、その導入の背景には、特許紛争の迅速かつ一回的な解決を図るため種々の議論があったことを踏まえた検討がなされるべきである。

特許権の安定性については、今般の法改正で導入された特許付与後異議制度が機能した後でも、その状況は変化する可能性が高いことも考慮すべきである。

また、訴訟において重要な視点は、当事者からの主張が十分尽くされているかどうか、それを踏まえ妥当な判断されているかどうかであると考えられる。無効の抗弁は、当事者の主張を尽くすという視点と重要な関わりがあり、慎重な検討が必要である。

3. 証拠収集手続について

証拠収集手続に関する議論は、ディスカバリー制度を念頭に置いているのであれば、ディスカバリー制度が膨大な訴訟費用の発生や営業秘密流出の懸念を

生んでいること、また、パテント・トロール増加の一因と指摘されていることなども踏まえた検討が必要である。

4. 中小企業の勝訴率について

中小企業の勝訴率の問題は、大企業と中小企業との間では、「企業内での知財紛争に対応する能力」や「訴訟に掛ける費用負担能力」に歴然とした差が存在することが、大きな要因と考えられる。

企業側の背景事情を調査分析し、知財専門家によるサポート体制強化や財政支援等の施策を検討すべきと考える。

5. 紛争処理機能の在り方についての検討の方向性

知財紛争処理機能の見直しに際しては、国際的な知財紛争処理に我が国の司法制度がどのような役割を果たすべきか、という視点が不可欠である。

そのためには、単に、表面的な統計数値やイメージに流されるのではなく、我が国の知財紛争における判決の信頼性・安定性や、紛争前の交渉で解決する民間での紛争処理能力の高さ、裁判官が関与する訴訟上の和解の活用（米国では、膨大な訴訟費用等を背景にトライアル前の和解も多い）など、優れた側面も積極的に評価した検討が行われるべきである。

そして、我が国の優れた知財紛争処理機能を、国際的な知財紛争処理に活用すべく、情報発信や人材育成も含めどう在るべきか、また、それを官民連携でどう展開すべきか、という視点で、検討することが必要である。

以上